

いちき串木野市

## 商工振興資金利子補助制度をご存知ですか

平成23年4月1日から市利子補助制度が創設されております。ご利用された皆様に大変喜ばれています。

### 概要

#### 対象となる制度資金

1. 鹿児島県信用保証協会の保証を受けた鹿児島県中小企業融資制度資金
2. 日本政策金融公庫の資金（普通貸付、経営改善資金等）

#### 対象となる要件

- ・ 借入金額が100万円以上の事業資金（運転資金・設備資金を問わない。）であること。  
ただし、借替え資金にあつては既存借入元金を差し引いた金額が補助対象となります。  
借替えの例：当初1000万円借入。返済で元本が600万円まで減少している。  
借替えにより1000万円借入れた場合600万円を超える400万円が補助の対象となります。
- ・ 借入期間が3年以上であること。
- ・ いちき串木野商工会議所を通じて借り入れたものであること。
- ・ いちき串木野商工会議所管内に住所または事業を有する中小企業者であること。
- ・ 市税に滞納がないこと

#### 対象となる融資実行期間

- ・ 補助を受けようとする年度（補助年度）の前年度の1月1日から12月31日までの期間に融資実行を受けたものであること。

※ H30年1月1日～12月31日までの融資実行案件はH31年の3月に利子補助対象となります。

#### 補助金の額及び補助限度額

- ・ 補助金額：融資実行期間中に借り入れた金額に1.2%を乗じて得た額となります。  
1000円未満の端数は切り捨てとする。  
借入利率が補助率を下回る場合は当該借入利率とする。
- ・ 一補助年度における補助金の額は30万円が限度となっています。
- ・ 補助金の申請等については、別途対象者へお知らせします。

詳細は、いちき串木野商工会議所中小企業相談所へお尋ねください。

TEL (0996) 32-2049